

日本早期認知症学会 役員選出規定

第1章 総則

第1条 適用

- (1) 本役員選出規定は日本早期認知症学会会則第5条に定めた役員の選出に関する事項を補足する細則である。

第2条 選挙管理委員会

- (1) 役員の選出のために選挙管理委員会をおく。

第3条 選挙管理委員会委員

- (1) 選挙管理委員会委員は理事会で選出され、委員は3名以内をもって構成する。

第4条 選挙管理委員会の事業

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙の実施
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の告示
- (5) 選挙投票に関する一切の事務は選挙管理委員会以外が行ってはならない。選挙関連事務を学会事務局に委嘱することができる。
- (6) その他、選挙が正当に行われるために必要な事項

第5条 選挙の疑義

- (1) 選挙に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会に申し出ることができる。
- (2) 選挙管理委員会は直ちに検討し、理事長に報告する。

第2章 代議員選出

第6条 代議員の資格および選出方法

- (1) 選出方法と任期等は会則第5条5に記載されるとおりで、選出方法は電子投票で行う。
- (2) 選挙告示までに会費を完納している会員が被選挙権および選挙権を有する。

第3章 理事選出

第7条 理事選出

- (1) 選出方法と任期等は会則第5条4に記載されるとおりで、選出方法は電子投票で行い、一人10名を投票する。

第8条 選挙期日

- (1) 役員の任期満了による選挙は、その任期の終わる日の前1か月以内に終了しなければならない。
- (2) 選挙の告示は、投票日の少なくとも、10日前に行わなければならない。

第9条 理事選挙の無効

- (1) 以下のものは無効とする。

10名未満の場合の不足分は白票として扱い、11名以上の投票の場合はエラーとなり全て無効となる。

第10条 開票と当選の発表

- (1) 開票は選挙管理委員会において監事立ち会いのもとで行う。
- (2) 同数獲得の場合には、会員歴の長い者を当選とする。
- (3) 会員歴が同じ場合には、生年月日の若い者を当選とする。

第11条 欠員の補充

- (1) 欠員の生じた場合には先の選挙における次点者をこれにあてる。
- (2) 前項によって理事を補充したときは、理事長は速やかにこれを公示する。
- (3) その理事の任期は前理事の残された在任期間とする。

第4章 理事長および副理事長の選出

第12条 理事長の選出

- (1) 選出方法と任期等は会則第5条2に記載される通りで、選出方法は電子投票で行う。詳細は以下に規定する。
 - i 自薦他薦による立候補者を募る。
 - ii 立候補者が複数名のときには選挙を行う。電子投票で一人1名を投票することとし、2名以上の投票の場合はエラーとなり全て無効とする。同点の場合は決選投票を行う。それでも同点の場合は両者の話し合いで決める。立候補者が2名で同点の場合は決選投票を行わず、直接両者の話し合いで決める。
 - iii 立候補者が1名のときには信任投票を行い、過半数をもって信任されたものとする。
 - iv 立候補者のないときには全理事を被選挙人として選挙により選出する。

第13条 理事長選挙の開票

- (1) 開票は選挙管理委員会において監事立ち会いのもとで行う。

第14条 副理事長の選出

- (1) 選出方法と任期等は会則第5条3に記載されるとおりとする。
- (2) 副理事長は理事長の指名により理事の中から選出され、理事会の承認により選任される。

第5章 監事の選出

第15条

- (1) 監事は法人の管理部門や経営の経験者など、監事の役割を果たせる人材を理事が推薦し、理事会で選出、委嘱する。

第6章 顧問の選出

第16条

- (1) 選出方法は理事の推薦を経て理事会で選任する。

第7章 補則

第17条 変更

(1) この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

付則

(1) 本規定は、平成27年9月10日から施行する。

- i 本規定は平成29年7月6日一部改正した。
- ii 本規定は令和2年6月17日一部改正した。
- iii 本規定は令和5年9月15日一部改正した。